平成２２年（フ）第４１１号
千葉県佐倉市中志津５丁目11番６号
債務者　井川　　剛（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２７号
千葉県四街道市大日153番地35
債務者　小西　正和
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６５号
千葉県富里市七栄171番地88
債務者　小椋　芳幸
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６６号
千葉県富里市七栄171番地88
債務者　小椋千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７号
千葉県旭市萬力2695番地１
債務者　前田　直也
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５６号
千葉県香取市伊地山924番地41
債務者　飯島由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３７２１号
愛知県小牧市大字間々原新田366番地１
債務者　松永はる奈
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４５号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘８棟507号
債務者　佐藤　晴勇
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８７号
岡山県笠岡市新横島６番地52
債務者　西山　香織
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７号
岡山県総社市溝口49―１レオパレスウイング210号室、住民票上の住所岡山県高梁市川上町領家771番地
債務者　赤木　忠良
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７３７号
札幌市北区新琴似４条３丁目１番１号
債務者　西道　充世（旧姓残間）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９０号
札幌市手稲区曙12条１丁目３番13―201号
債務者　吉崎　智美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１１号
札幌市東区北18条東８丁目１番１号
債務者　斎藤　忠勝
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１２号
札幌市東区北18条東８丁目１番１号
債務者　斎藤紀美代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１７号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目３番18―303号
債務者　本村　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４７号
札幌市白石区北郷７条７丁目１番23号
債務者　花松　健一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０３号
札幌市豊平区平岸７条14丁目３番36―113号
債務者　中川　芳信
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１９号
札幌市北区拓北４条３丁目７番３号
債務者　立澤　重野
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部